

# (一社) 青森県フェンシング協会 加盟支部・団体規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県フェンシング協会（以下、「本会」という。）の加盟団体に関して必要な事項を定める。

## (加盟基準)

第2条 加盟団体は、理事会に申請し承認を得るものとする。ただし、以下の基準を満たすものとする。

(1) 支部は、市町村単位とする。

(2) 団体は、青森県に活動拠点を置く高等学校、中学校、小学校の統括団体とする。

## (遵守事項)

第3条 加盟団体は、以下の条件を遵守しなければならない。

(1) 代表者を置き、コンプライアンスを遵守し、民主的に組織的運営に努めること。

(2) 年間を通じて、継続的かつ計画的に事業を実施すること。

## (支部・団体会費)

第4条 加盟団体は、別に定める規定に基づき支部・団体会費を納入しなければならない。

## (加盟団体の権利)

第5条 加盟団体は、当協会の事業に参加する以外に、大会・講習会・フェンシング教室等独自の事業を行うことができる。

2 当協会に関わる事業等の運営を行った場合は、旅費、補助金等の支給を受けることができる。

## (指導)

第6条 加盟団体が第3条の事項を遵守できない場合は、理事会の指導を行うものとする。

2 指導を受けた場合は、改善に努めその経過と結果を理事会に報告しなければならない。

3 改善が見られない場合は、理事会の決議によって、懲罰を行うことができる。

4 懲罰とは、戒告、一定期間の資格の停止、除名をいう。

## (脱退)

第7条 加盟団体が脱退しようとする場合は、書面を理事会に提出しなければならない。

## (規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

## 附則

この規程は、令和2年4月1日より実施する。